

胃がんリスク検査（ピロリ菌検査）実施要領

（目的）

第1 この要領は、胃がん対策の一環として、胃がんに関する正しい知識を普及させるとともに、血清ピロリ抗体（Hp）測定（以下「胃がんリスク検査」という。）の受診促進を図り、もって市民が自身のピロリ菌感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関を受診することにより、ピロリ菌による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的として、千葉市（以下「甲」という。）が一般社団法人千葉市医師会（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する胃がんリスク検査について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2 胃がんリスク検査の対象は、市内に居住地を有し、当該年度に20歳、25歳、30歳及び35歳となる者とする。

2 前項に定める者のほか、市内に居住地を有し、当該年度に21歳以上39歳以下となる者であって、本検査の受診を希望する者についても、本検査の対象とする。

3 前2項に該当する者であっても、次の各号の規定に該当する場合は、本検査の対象外とする。

（1）ピロリ菌を除菌した者

（2）胃全摘の者

4 検診回数は、希望する者に対し、同一人1回とする。

（実施期間）

第3 この検査の実施期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

（検査取扱い医療機関）

第4 この検査は、乙会員である医師（以下「丙」という。）が行うものとする。

（受診券及び受診記録票の配布）

第5 甲は、この検査の対象者に対し、「がん検診等受診券シール」（以下「受診券」という。）を送付する。

2 甲は、丙に対し、「胃がんリスク検査（ピロリ菌検査）受診記録票」（以下「受診記録票」という。）と「胃がんリスク検査（ピロリ菌検査）精密検査依頼書」（以下「精密検査依頼書」という。）を送付する。

（検査方法）

第6 受診者は、受診券を甲から受け取り、丙の定める日時に持参し検査を受けるものとする。

2 検査項目は、次のとおりとする。

（1）問診（現症、既往歴、家族歴、生活習慣、検診受診歴等）

（2）血清ピロリ抗体（Hp）測定

使用する検査キットは（株）富士フィルム和光純薬のラテックスキット（LタイプワコーH. ピロリ抗体-J）、（株）デンカのラテックスキット（H. ピロリーラテックス「生研」）のいずれかとする。

3 受診者への結果通知は、丙が行うものとする。

（総合判定）

第7 判定にあたっては、以下のとおりとする。

（1）（株）富士フィルム和光純薬のラテックスキット（LタイプワコーH. ピロリ抗体-J）

血清ピロリ抗体（Hp）測定値 4 U/ml 未満を陰性、4 U/ml 以上を陽性とする。

（2）（株）デンカのラテックスキット（H. ピロリーラテックス「生研」）

血清ピロリ抗体（Hp）測定値 10 U/ml 未満を陰性、10 U/ml 以上を陽性とする。

2 「陽性」を「要精密検査」、「陰性」を「精密検査不要」と判定する。

（検査結果の管理）

第8 丙は、検査結果を少なくとも5年間は保存するものとする。

（事後指導）

第9 丙は、血清ピロリ抗体（Hp）測定において「陽性」と判定された者について、「胃がんリスク検査（ピロリ菌検査）精密検査依頼書」を手渡し、精密検査実施医療機関において精密検査を受けるよう指導する。

（検診費用）

第10 丙は、検査費用として、受診者から500円を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検査費用の免除の取り扱いについては、別に定める「がん検診等費用免除実施要領」に基づき行うものとする。

（結果報告及び委託料の支払い）

第11 この検診の結果報告及び委託料の支払いについては、契約書に基づき行うものとする。

（精度の向上）

第12 乙は、甲から提出された検診結果を活用し、丙の実施する検査の精度管理を行うこととする。

（広報）

第13 甲は、乙、その他の保健医療関係団体の協力を得て市政だより、パンフレット等を活用し、胃がんリスク検査の意義、対象となる者の範囲、内容、実施期日、実施方法、その他の必要な事項について市民に周知する。

（規定外事項）

第14 この要領に定めるもののほか、胃がんリスク検査の実施に関し必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（事故発生時の措置）

第15 丙は、事故が発生した場合、速やかに乙（成人保健担当理事）に報告する。乙は、緊密な連携の下、適切な措置を講ずるため、甲に速やかに連絡することとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。